

金融危機後、バーゼルⅢと会計基準が 我が国金融機関に求めていることについて⁽¹⁾

平井 友行

1. 問題設定

2007年8月9日の「パリバ・ショック」で顕在化した米国サブプライムローン問題と2008年9月15日の「リーマンショック」の二つの事象を契機に、世界経済は百年に一度ともいわれる深刻な経済危機及び金融危機に突入した。

リーマンショック後すでに三年の月日を経る中で、今次金融危機の背景とその原因に関する分析・評価は、学会、実務界を問わず大変な分量蓄積されてきている⁽²⁾。

そういった分析においては、最初に、証券化等金融革新がもたらした影響、金融政策との関係、金融制度と金融機関の行動等に加え、過去の金融危機、具体的には1930年代の大不況、1990年代の日本における金融危機との比較等について、特に、中央銀行の金融政策及び政府の経済政策に着目して論じられている。

但し、本稿では、今次金融危機発生過程において議論された会計基準が危機発生に与えた影響と金融規制との関連について論じることとしたい。また、金融危機という異常時にあって、会計基準について何がどのように議論されたのか？あらゆるアクターが政治的な影響を受ける中で会計基準の何が問題にされ、どのように変更（改善）されていったのか？特に、公正価値の測定・適用、オフバランスシート取引に関する会計処理について論じていく。

まずは、バーゼル規制（BIS規制）と金融機関の行動との関係について触れることとなる。証券化等金融革新を促したひとつの要因として、金融機関の行動原理を支えるBIS規制が大きな役割を果たしていたと考えるからである。その上で、その証券化を支えた銀行のオフバランスシート取引に関する会計基準についても論じていきたい。

過剰流動性の中、過度なレバレッジ経済へ金融機関を向かわせた一つの大きなインセンティブがBIS規制にあるのではないかと。会計的には、流動性が枯渇した場合の金融商品はその公正価値の測定が非常に難しく、結果的に会計はその事実を明確に表現してきた。

バーゼル規制には、本来であれば、システミック・リスクという外部性を内部化しようとした規制そのものが、結果的には、金融機能のシステミック・リスクを増大させてしまった側面があると考えられる。

(1) 本稿は筆者が2011年7月3日に公共選択学会全国大会にて発表した「金融危機・不況発生過程の政治経済学的要因－金融危機発生遠因としてのBIS規制について－」を特に会計基準との関連部分を抽出の上、加筆して、金融規制と同一方向に会計基準の変更も金融機関に影響を及ぼすことを論じている。なお、政治経済経済学的要因については、別途の機会にまとめることとしたい。

(2) 代表作で大変に詳細な植田（2011）がある。

2. 金融危機の背景

(1) ITバブル崩壊後の米国金融政策

今般の金融危機が米国発であることに異論はない。日本が「失われた10年」とも「20年」ともよばれる金融危機及び経済停滞の中にあった1990年代、米国では、IT・インターネット革命を背景に、高い経済成長を実現していた。

金融政策としては、アラン・グリーンスパン議長率いるFRBが期待インフレ率の抑制と長期金利の安定化をはかり、金融市場を安定させていた。

金融制度面において、ルービン財務長官の下、1999年11月、ビル・クリントン大統領はグラム・リーチ・ブライリー法に署名し、大恐慌の反省から米国において制定された金融規制における憲法でもあったグラス・スティーガル法が廃止され、銀行・証券分離の垣根が撤廃されることとなった。

ITバブル崩壊後の2001年9月11日の世界同時多発テロ以降、経済状況は一変。2003年9月25日、前年の11月6日に政策金利（フェデラル・ファンド金利）を1.25%まで引き下げていた金利を更に1.0%まで引き下げた。

ITバブル崩壊以後の2005年5月までの間、FRBは政策金利を3.0%以下の水準に維持していった。こういった政策金利の空前絶後の低め誘導が結果的にITバブル崩壊後の米国において過剰流動性をもたらし、高いレバレッジ経済の基礎をつくりあげてしまったと評価することが出来る。

(2) 証券化

ただ一方で、今般の金融危機をグリーンスパン議長の金融政策の誤りだけに求めるのは議論として偏りがある。積極的な金融緩和政策により景気過熱が生じ、一方で、反動的な抑制的金融政策により景気後退が生じるのは、1990年代の日本においてもよく生じたことである。

但し、今回の金融危機、景気後退は少し質を異にしている。経済危機に至ったことの背景に、金融機関の在り方、金融機能の果たす役割等が問題になっており、金融制度にまで発展する課題が横たわっていたと考えられるからである。

それを解明するキーワードの一つが証券化である。特に、金融機関の行動原理（インセンティブ）に配意した金融制度の在り方までも議論されることとなるからである。その証券化に金融機関を導いた一つの要因がBIS規制ではないか？これが本稿を貫く問題意識である。

証券化には二つの定義があるといつて良い。一つは、1980年代以降、企業がその資金調達を「間接金融から直接金融に」するというを「証券化」と称することがある。

すなわち、企業の資金調達行動として、負債サイドを銀行借入といった直接金融から、資本市場からの資金調達という間接金融を選好するということであるが、今回の金融危機をもたらしたのはそれではない。

むしろ、金融機関（特に銀行）が保有する債権を売却し、そのバランスシートから外す

ことを目的とした、銀行の資産サイドを対象とした貸出債権の流動化を意味する「証券化」である。

勿論のこととして、銀行の資産がすなわち企業の負債にも該当する訳であるから、二つの証券化は表と裏の関係にあるが、今般の金融危機において発生した銀行のアセット（資産）コントロールとしての証券化は、金融貸出の対象が所謂一般事業法人（企業）ではなく、個人向け住宅ローンが束ねられたものであることに特徴がある。

銀行にとって最も重要な経営課題のひとつはリスク管理といえる。信用リスクは経営上コントロールせねばならない最も重要なリスクである。銀行にとっては、貸出資産の有する信用リスクを売却することで、そのリスクを市場に移転することが可能であると考えられ、証券化を活用した、貸出債権の流動化が積極的に実施された。それを支えていたのが証券化を促す会計である。

「間接金融から直接金融」の流れ中で、銀行の収益構造は通常の業務としてだけでは、すでに、厳しいものとなっており、こういった証券化業務に展開することを余儀なくされていた。また、この流れに拍車をかけ、また、こういったことの遠因とも考えられるのが、1980年代中旬に定められた BIS 規制である。

(3) 証券化と会計基準

今回の金融危機の要因の一つに、OTD (Originate to Distribute) という証券化のビジネスモデルがある。つまり、銀行が証券化を通じて、投資家に幅広く販売することを前提としてローンを Originate するということである。銀行本体がローンを保有する伝統的な在り方と比較した場合、銀行内部にあったリスクを投資家の選好に応じて多様に分解することによって金融システム全体としてはリスク軽減に向かっているものと考えられていたが、現実的には、サブプライムローン等の原債務者とオリジネーターやアレンジャー間の情報の非対称性の下、ローン価値が過大評価されがちで会ったことに加え、CDO 等は相対取引であり流動性に乏しく、原債権の劣化とレバレッジ解消の中で価格は急落し、広く金融市場に悪影響を及ぼした。

銀行にとっての証券化は会計上のオフバランス化を意味しており、2008年4月に、金融安定フォーラムは、IASB に対して、オフバランスシート事業体に関する会計及び開示の基準を改善させるとともに、国際的なコンバージェンスに向けて他の基準設定主体と協力することを要請した。

3. BIS 規制と金融機関行動

(1) バーゼル I

1988年7月、バーゼル委員会はその後に銀行の憲法ともいえる規制となる自己資本比率規制を発表している。

BIS 規制導入の背景には、米国内における S&L 破綻、石油ショック以後の中南米諸国への過剰な融資と不良債権化が、個々の銀行の安全性及びそのシステムの健全性に大きく

影響を与えるものと考えられたからである。

1980年代前半、石油ショック以降の狂乱物価とインフレを抑制すべく、ボルガー FRB 議長が FF 金利を段階的に引き上げたが、その結果、S&L の経営が資金調達コストの上昇を理由に悪化、多国籍銀行が海外不良債権を増大させる中で、米国国内においては金融当局が資本規制を進めていこうとする姿勢に転じていた。そういった中で、米国では、S&L のような貯蓄金融機関の破たんは金融のシステムミック・リスクが税金投入によって支えられることを議会・国民サイドにも強く意識させる結果となった。

一方、グローバルで活動する多国籍銀行にとって一国における過剰な資本規制がグローバルベースでの競争環境上不利になるということは比較的想起しやすい事象であり、日本では、この自己資本比率規制が海外展開を積極的に進めつつも国内において資本規制を有しない日本の銀行の行動を制約することを目的とするものと考えられていた。

しかしながら、金融革新をともなって銀行間取引の複雑性・多層性が増加するにつれ、金融システムの不安定性が増加していた。金融機能の効率的提供と金融システムの安定性を整える上で、金融機関一社一社にたいして、自己資本の充実を強く求めることがより重要であるというのが BIS 規制の目指すべき方向であり、それは、米国が直面する問題を解決するために考えている内容と同一のものであった。

特に、国際的な金融機関を制御するはじめての規制であることから、競争環境の公平性ということはあるが、各国事由をある程度受け入れつつも、金融システム全体の持つシステムミック・リスクを制御しようとしていた⁽³⁾。

もちろん、システムミック・リスクを制御しようとする着想の基本には、度重なる金融危機が国民経済へ与える影響が大きいという発想があった。

(2) バーゼルⅡ

バーゼルⅡは、2004年6月に公表（2007年末に導入）された。リスクの中心を信用リスクと考えていたバーゼルⅠに比較してバーゼルⅡには市場リスクが追加された。

また信用リスクに占める民間の一般企業向け貸し出しは会社の置かれている状況を問わず同一の掛け目とされていた。具体的には、先進国銀行向け20%、住宅ローン50%、一般企業向け100%という掛け目が定められていた。

バーゼルⅡでは、リスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの三つからなる。信用リスクでは民間の一般企業向け貸し出しについて掛け目を20%～150%までの幅を持たせている。

この段階で掛け目を切り分ける上で、外部の格付機関による格付を利用することもあり、銀行の付加価値生産性の根本である審査能力が低減する可能性をこの規制は誘因したことに加え、本来、借り手側である企業が格付付与に関する費用を負担する格付という仕組みに金融機関のリスクを依存させてしまったことには、根本的な問題があった。

また、住宅ローンのリスク掛け目は35%となり、サブプライムローン問題勃発の一つの遠因となった。米国では、IT バブル崩壊以降の景気回復局面で、住宅ローンの増加が堅調であった。

(3) 日本等は有価証券の含み益の45%を自己資本に組み入れることを認められた。

2000年には5兆ドルであった住宅ローンはサブプライム直前の2006年には11兆ドルとなっている。現実的にはバーゼルⅠの住宅ローン掛け目が50%であった時代ではあるが、次なるバーゼルⅡ時代の掛け目35%を見越した行動でもあった。

また、特に、市場リスク算定にあたって、大手金融機関による内部モデル導入が認められたが、規制される側にリスク算定の基礎的要件が整備されることとなった。大手金融機関によっては内部モデル導入による事実上のリスクの引き下げが行われ、中小金融機関との間で不公正が生じることとなった⁽⁴⁾。

格付機関、住宅ローン、内部モデル、中小金融機関に対する不公正等のこういった金融機関サイド向けの「業者規制」に転換してしまったことがバーゼルⅡの最大の課題である。

日本においてバーゼルⅠの時に受け止められたことと同様のことが、米国で生じていたこれらの課題はサブプライムローン問題勃発ですぐに露わとなる。

サブプライムローン問題は、住宅ローンを証券化し、それを更にCDOに再証券化する中で課題が発生した。

バーゼルⅡでの住宅ローンの掛け目が35%となることを見越し、あるいはそういった現状を規制機関が追いつつつ、住宅ローン残高は増加した。その住宅ローン債権は証券化され、その証券化されたMBSが更に証券化されCDOが多く作られていった。

そういったCDOについても最終的にはSIVという銀行が外部に作った特別目的会社に購入され、それに対する与信を与えていたのがまた銀行である。こういった金融機能の連鎖をバックアップしたのが格付機関である。

本来であれば、複雑な分散された小口住宅ローンのポートフォリオを審査・リスク管理するのが銀行の役割であるが、BISが掛け目を低くしようとした住宅ローンを積極的に融資し、それを証券化し、最終的には、格付機関が最高評価を付与するSIVに対し「楽をして」融資を実施するという事に転じてしまった。銀行としては、この枠組みの中では、合理的な行動といえる。

バーゼルⅠが本来有していた金融システムの安定性を保護しようとする試みは、銀行をして信用リスクを取ることを高くし、証券化等のよりリスクの高い業務への依存度を高めることとなった。

一方でその連結ベースのリスクを移転すべく単体の金融機関はリスク移転を進めようとSIV等の特別目的会社等を設立したものの、実際的には相互依存性がきわめて高く、証券化商品をバランスシート上にも多額保有していたし、金融危機時には当該SIV等へも与信せざるを得ず、金融システム全体としては、信用リスクが増大してしまった。いつの間にか、銀行をターゲットとしていたバーゼルは銀行が管理されるシステムの外にもう一つシャドバンキングシステムの存在を生み出すこととなってしまったと言われるゆえんである。

(3) 会計基準と金融危機⁽⁵⁾

2008年のリーマンショックの原因の一つに、会計制度の不透明さがあげられることがあ

(4) 具体的には、中小金融機関は中小企業向け融資を粛々と実施しているが、内部モデルを導入することが難しく、結果的にリスク量の引き下げが出来ずに融資業務の継続が難しくなるような状態である。

る。というのも、サブプライムローンを証券化したCDO等を金融機関が保有していたからである。証券化商品の下落幅がどのくらいになりうるのかは検討が付かず結果的にはその不信感が更なる金融危機を醸成したともいえる。

会計コンバージェンスに向け、金融商品の公正価値化は一つの潮流となったが、結果的には、金融危機後は、世界的に公正価値化緩和に向けた政治的な圧力が強まったといえる。金融機関が保有する証券化商品を公正価値で評価した場合の自己資本への影響が非常に大きい水準にあったことがその背景にある。

サブプライム問題の影響が拡大しつつあった2008年4月、金融安定化フォーラムは、既に、金融市場の混乱の要因分析と今後の対応について、IASBにたいして会計基準に関する三点の要望を発出している。背景には、金融危機の中で、市場が機能していない状況下では、公正価値の測定が非常に難しいということが明確になったことと金融危機の遠因ともなった証券化に会計基準の改善の必要性があると考えられたからである。

- ①市場が活発でない状況における金融商品の測定に関する指針を充実すること、その為に専門家の助言パネルを設置すること
- ②公正価値の測定及び開示にあたって用いられた手法及び不確実の開示を充実するよう基準を強化すること
- ③オフバランスシート事業体に関する会計及び開示の基準を改善させるとともに、国際的なコンバージェンスに向けて他の基準設定と協力すること

2008年9月15日のリーマン・ブラザーズ倒産は、金融危機から一気に経済危機へと拡大する序章となった。危機の中、金融商品の公正価値の測定に加えて、保有目的区分の変更による評価基準の変更について議論されることとなった。

IASBでは、2008年10月13日IAS第39号「金融商品：認識及び測定」とIFRS第7号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」を公表した。

- ①稀な状況において、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることが出来ることとした
- ②売却可能に分類された貸付金及び債権を、一定の場合において、振り替えることが出来ることとした

IASBは、リーマンショック後の2008年10月に、本来であれば、認められることが無い金融商品の分類変更を認めたこととなる。米国では区分変更が容易に認められていることを受け、フランス等欧州系銀行が圧力をかけ、修正を行わせたのが実態である。

証券化商品は売買目的の有価証券だが、その有価証券の区分を他の分類（具体的には満期保有債券等）への変更が可能となった。公正価値としての時価評価を避ける為である。勿論のことだが、変更するには相当な条件が必要なわけだが、今次金融危機がそれに該当しているということだ。

また、その他売却可能金融商品も変更可能となった。予測可能な将来または満期まで保有する意思及び能力を有していると考えた場合、「貸付金と債権」という区分に変更できるのである。時価をもって公正価値としていたが、償却原価がその評価ということになるわけである。このことによって、2008年度は、欧州金融6社で約2兆円の利益嵩上げ効果があった。

(5) ここでは、秋葉（2011）の論稿を参考にしている。

その後、2009年4月、G20ロンドン・サミットにおいては、会計基準設定主体が、2009年末までに金融商品の会計基準に関する複雑性を低減することを含む措置を取るべきことを求め、IASBでは、会計基準の設定・改廃を行ってきた。

2008年4月以降の①②③について簡単にコメントするが、①公正価値自体の測定に関しては、レベル3の存在と測定の問題が共有され、会計基準設定主体はそのガイダンスを如何に充実させるかということに注力してきている。②公正価値評価の適用に関しては、金融危機を経て、公正価値評価の適用が緩和・適用範囲の縮小に至ったと考えられていることがあるが、実質論で考えた場合、IFRS第9号における金融資産の分類・測定では、貸借対照表における測定値については、公正価値を用いる範囲が狭くなったといえるが、公正価値での評価差額を損益とする範囲は従来と同様かむしろ拡大している点が重要であると考えられている⁽⁶⁾。

(3) バーゼルⅢ

バーゼルⅢはバーゼルⅠに基本的な考え方は継続している。金融システムの安定性をはかるべく、自己資本の充実をはかるということである。

自己資本の中身については、質の高い資本で構成する最低自己資本(4.5%)、資本保全バッファー(2.5%)、カウンター・シクリカル・バッファー、SIFISの上乗せの四つからなる。最低自己資本+資本保全バッファー(2.5%)がバーゼルⅡにおけるTier1に該当しており、大変な厳しさといえる。

カウンター・シクリカル・バッファーは今回の金融危機で明確になったが、銀行においては、景気後退期などでは一般企業向け融資のリスク量が増加、バーゼルの定める自己資本を維持しようとする融資をますます減らさざるを得ない、という問題がある。そのバッファーとしようとしているのがカウンター・シクリカル・バッファーである。

会計のプロシクリカリティ排除の為のものである。

更に、バーゼルⅡまではリスクベースでいかなる資産を算定していたが、リスク量の算定が非常に難しい中、レバレッジ全体をコントロール出来ていないことがあった。そこで、バーゼルⅢにおいては、単純なレバレッジ倍率(総資産に対する自己資本の割合)をも規制の対象としようとしている。自己資本の厚みと特に質、単純なレバレッジ比率が二つの重要な要件である⁽⁷⁾。

4. BIS規制に対する日本の対応

(1) 持ち合い株・劣後への依存

バーゼルⅠ時には、この規制を当時、海外展開を積極化しつつあった日本の銀行に対し牽制することが目的であると捉えがちであった。自己資本を薄めに持ち、どちらかという

(6) 秋葉(2011)

(7) バーゼルⅣでは、市場ベース資本比率等の新しい概念が検討中。市場ベース・資本比率、市場ベース・レバレッジ比率、トービンのQである。これらは単純さと透明性を求めるものである。

と右肩上がり経済の中、持ち合いの株式に大量の含み益を頼りに、グローバルベースで融資を拡大していたのが日本であった。

発表時には、株式の含み益の45%を自己資本に算入させることとなったが、結果的に、バブル崩壊となり、そういった含み益を活用することは出来なくなってしまった。

自己資本比率規制を上昇させるには、資産のリスク量を減少させるか、自己資本の厚みを増加させるかである。日本の銀行は、自己資本の厚みを普通株式・内部留保等では無く、劣後性の負債や繰延税金資産等で積み上げて来ている。

バーゼルⅢでは、質の高い自己資本の増加と収益性を引き上げていくことという「当たり前」のことが求められている。

(2) バーゼルの受け止め方に見る課題

バーゼルの基本的な考え方は、金融システムの安定性をはかろうとするものである。競争環境の公平性をグローバルで統一化していこうということもあるものの、外部性を内部化しようとする試みであることは間違いない。その上で、金融機関の持つリスクをバッファとして担保できるのは自己資本のみであるという考え方がベースにある。

金融システムの安定性を公正な競争環境を整えることではかろうとしている。その重要な要素が質の高い自己資本である。それゆえに、バランスシートが株式等で上下することを避けようとしていたということが、基本的な考え方にある。

移行期に株式含み益を算入することは止むを得ない。ただし、その後、自己資本を引き上げるべく効率性を意識しつつリスク資産を最小にしつつ収益性を引き上げていくという方向感を持ったかというよりは、結果的には、しばらくは逆な現象が生じた。

バーゼルⅠが発表された直後に不動産融資が継続された。株式の変動リスクを切り離すというよりは、中に抱え込み、その含みを頼った不動産融資となっていった。

収益を引き上げるという通常の経済活動よりは、規制当局との間で継続的に有利な規制を獲得することに重きが置かれがちであった。

それは何よりも日本だけの課題ではなく、バーゼルⅡの段階で見せた米国系金融機関と規制当局の間でも同様のことが生じているといえる。格付機関を頼り、住宅ローンと証券化を進め、会計基準を見方に付けつつ、SIVを設立し、間接金融のリスクを直接金融化しようとして、もう一度直接金融のリスクを取っているが、それが自己資本比率規制のよなもので管理されていない状況となった。

5. 今般の金融危機と今後の金融規制の枠組み—会計基準との関連を含めて

本稿では、金融危機発生の一因について、1980年代に金融機関の憲法として作られたBIS規制（バーゼル規制）に着目した。

その上で、サブプライムショック、リーマンショックに至る二つの金融危機においてその後の金融規制にとって最も留意すべきところについて幾つかの重要な示唆を得た。

(1) 移転されていないリスクー直接金融化されているようで最後は間接金融的に

本来であれば、信用リスクのコントロールの仕組みとして自己資本の厚みを要求するだけのバーゼル規制には銀行の行動原理を大きく変えてしまった。

米国においては、BIS 規制の中、住宅ローンの BIS 上の資産掛け目が低いことを活用して住宅ローン債権が増加していった。また、さらに信用リスクを引き下げるべく、会計基準の隙間をぬって、銀行の外に SIV のような特別目的会社を活用し、貸出債権の流動化を積極的に推し進めることとなった。

しかしながら、信用リスクを過剰に背負った SIV が銀行本体から完全に分離されることはずもなく、住宅ローン債権をまとめた組み込んだ CDO を更に組み込んだ SIV 等の負債サイドはもう一度、銀行からの事実上の与信行為となっており、直接金融化が一瞬進んだように見えるが、最後はもう一度間接金融となっている仕組みが出来上がっているということである。結果的に、銀行は CDO 等を自身のバランスシートで保有することも多かったとも言える。債権という所有権を持つ事業体は本来であれば、その債権を保有するリスクを自身で負わなければならない。

BIS 規制で収益獲得機会を減らされ追い込まれた銀行はそのリスクを証券化という手法を活用して金融システムの中に分離したように見えても結果的にはシステムが崩壊した場合には、やはり当該銀行がそのリスクを間接金融としてもう一度取りなおさざるを得ない。

仮に、この外部性を内部化しようとした場合には銀行に多大なコストをシステムは要求せざるを得ない。その多大なコストが市場ではなく相対取引ですべてが行われており、価格が不明確でありながら、銀行のインセンティブに支えられ、大規模に生じたことに今次金融危機の最大の課題である。

(2) 我が国金融機関と BIS 規制の課題

BIS 規制の持つ自己資本の充実という基本的な考え方を理解できていなかった。1988年のバーゼル規制 I の基本骨格が決定した1987年の段階にあっても、バブル時代の融資をバブルが崩壊する1990年まで止めることが出来なかったのはその証左である。

我が国金融機関は自己資本の充実を質の高い自己資本で実施せず、常に、劣後債、劣後ローン等の必ずしも質の高い自己資本とは言えないもので補ってきている。BIS そのものの本質が、株式依存からの脱却と本来的な自己資本の充実なのであるが、我が国金融機関は劣後性の資本の積み増しを積極化してきたということである。

BIS 規制はバランスシートの自己資本の質的充実を強く求めることだが、我が国の規制機関は、自己資本の質を問う中身にはなっておらず、質の根源となる収益性はともあれ、表面的な自己資本さえ劣後を含め充実させれば規制は満たされると解釈し、我が国の金融機関の利害と同一方向となった。国際的で標準的な規制を受け入れる段階で、業者利益を代表することになり、結果的には、金融機関の収益（質の高い自己資本の積み増しの原資）インセンティブが弱く、景気に対するシクリカル性を本来的に持っている BIS 規制の課題を日本の金融機関は直接受けてしまい、不況になると貸出資産が急速に減じざるを得な

いという構造になっている。

金融機関のリスク管理は自己資本の厚みと質、それを中長期的に支える収益性の二つに尽きる。バランスシートと損益計算書と言い換えることが出来る。現状はバーゼルⅡの段階であるが、今後については、質の高い自己資本が求められる時代となり、この二つの規制を中心に考えられるようになるであろう。BIS 規制のこの二つの指標を充実すべきいうメッセージを正しく受けいれられてこなかったところが最大の課題である。

(3) 金融危機とバーゼルⅢ

我が国においては、IFRS とバーゼルⅢの影響が顕現化しているが、2015年頃に本格化するであろう。公正価値化は更に進み、かつ自己資本規制が厳格になると、銀行はリスク・アセットの保有額を抑制せざるを得ない。資産を抑制しながら、収益をあげようとするれば、新しいビジネスモデルが要求されることになるであろう。

2009年4月のG20ロンドンセミットでは、金融商品に関わる国際会計制度と大手金融機関の自己資本規制の改革が制度上の重要課題とされたている。

日本の金融機関にあっても、金融規制は明らかに質の高い自己資本を積むことを求め続けている。収益力を引き上げ、質の高い自己資本を積み上げることがただただ求められている。会計基準も金融危機の一時期、公正価値化が後退したかのような印象にあるが、評価差額を損益とする範囲は拡大しているともいえ、金融規制とともに、新しい金融機関の「正しい」在り方を表現しようとしているといえる。

参考文献

- 秋葉賢一 (2011), 「金融危機と規制当局, 基準設定主体の対応」 CARF ワーキングペーパー
- 齋藤精一郎 (2009), 『パワーレスエコノミー』 日本経済新聞社
- 植田和男 (2010), 『世界金融・経済危機の全貌』 慶應義塾大学出版会
- 大山剛 (2011), 『バーゼルⅢの衝撃』 東洋経済新報社
- 太田康夫 (2009), 『金融消滅』 日本経済新聞社
- 太田康夫 (2011), 『バーゼル敗戦 銀行規制をめぐる闘い』 日本経済新聞社
- 淵田康之 (2009), 『グローバル金融新秩序』 日本経済新聞社
- 藤田勉, 野崎浩成 (2011), 『バーゼルⅢは日本の金融機関をどう変えるか グローバル金融制度改革の本質』 日本経済新聞社
- 若田部昌澄 (2009), 『危機の経済政策』 日本評論社

〔抄 録〕

本稿では、今次金融危機発生過程において議論された会計基準が危機発生に与えた影響と金融規制との関連について論じた。過剰流動性の中、過度レバレッジ経済へ金融機関を向かわせた一つの大きなインセンティブが BIS 規制にあった。会計的には流動性が枯渇した場合の金融商品はその公正価値の測定が難しく会計はその事実を「明確に」表現した。

二つの金融危機はその後の金融規制にとって重要な示唆を得た。信用リスクのコントロールの仕組みとして自己資本の厚みを要求するだけのバーゼル規制には銀行の行動原理を大きく変えた。BIS 規制で収益獲得機会を減らされ追い込まれた銀行はそのリスクを証券化という手法を活用して、金融システムの中に分離したように見えつつも結果的にはシステムが崩壊した場合、やはり当該銀行がそのリスクを間接金融としてもう一度取りなおさざるを得なくなった。サブプライム問題はそれをまさに証明した。

日本の金融機関が BIS 規制の持つ自己資本の充実という基本的な考え方を理解できていなかった。金融機関のリスク管理は自己資本の厚みと質、それを中長期的に支える収益性の二つに尽きる。現状はバーゼルⅡの段階であるが、今後については、質の高い自己資本が求められる時代となる。

最後に、我が国では、IFRS とバーゼルⅢの影響が顕現化しているが、2015年頃に本格化する。会計基準の公正価値「化」は更に進み、かつ自己資本規制が厳格になると、銀行はリスク・アセットの保有額を抑制せざるを得ない。資産を抑制しながら、収益をあげようとすれば、新しいビジネス・モデルが要求されることになる。

日本の金融機関にあっても、金融規制は明らかに自己資本の厚み積むことを求め続けている。収益力を引き上げ、質の高い自己資本を積み上げることだけが求められている。

会計基準も金融危機の一時期、公正価値化が後退したかのような印象にあるが、評価差額を損益とする範囲は拡大しているともいえ、金融規制とともに、新しい金融機関の「正しい」在り方を表現しているといえるのである。